

# 四半期報告書

(第92期第2四半期)

自 平成26年7月1日  
至 平成26年9月30日

株式会社タムラ製作所

(E01786)

目 次

頁

表 紙 .....	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移 .....	2
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク .....	3
2 経営上の重要な契約等 .....	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等 .....	6
(2) 新株予約権等の状況 .....	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	9
(4) ライツプランの内容 .....	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	9
(6) 大株主の状況 .....	9
(7) 議決権の状況 .....	10
2 役員の状況 .....	10
第4 経理の状況 .....	11
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	14
四半期連結損益計算書 .....	14
四半期連結包括利益計算書 .....	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	16
2 その他 .....	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	23
四半期レビュー報告書 .....	25

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月14日
【四半期会計期間】	第92期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	株式会社 タムラ製作所
【英訳名】	TAMURA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 直樹
【本店の所在の場所】	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
【電話番号】	東京(03)3978-2031
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 経営管理本部長 橋口 裕作
【最寄りの連絡場所】	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
【電話番号】	東京(03)3978-2031
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 経営管理本部長 橋口 裕作
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第2四半期 連結累計期間	第92期 第2四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	38,391	42,155	81,176
経常利益 (百万円)	1,209	1,719	2,891
四半期(当期)純利益 (百万円)	734	1,246	1,797
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,824	457	5,026
純資産額 (百万円)	31,086	32,118	31,895
総資産額 (百万円)	71,884	74,710	74,767
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	8.95	15.20	21.92
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	8.92	15.13	21.81
自己資本比率 (%)	43.01	42.74	42.43
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	742	2,116	2,940
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,427	△1,311	△3,475
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,713	△752	1,335
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	10,619	11,675	11,973

回次	第91期 第2四半期 連結会計期間	第92期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.03	7.93

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の世界経済は、米国が企業業績の回復、個人消費の増加、株価の高値更新などに象徴されるように景気を持ち直しました。また、中国をはじめとする新興国経済も、景気に底入れの兆しが見られるようになりました。我が国では、消費税引き上げ前の駆け込み需要の反動による個人消費の落ち込みが生じましたが、政府による経済政策や金融政策にも支えられて、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループに関わるエレクトロニクス市場では、エアコンなどの家電関連が引き続き堅調に推移すると共に、自動車の世界的な生産台数増加及び電装化の進展に伴い需要の高まる車載関連や、注目の集まるスマートフォン・タブレットPC関連は、グローバルに市場拡大が続いています。また、日本では設備投資減税の導入に伴い、産業機械などの設備投資関連需要が上向きに転じました。

このような状況の下、当社グループでは、電子部品関連事業におけるエアコンや家庭用電動工具関連などの家電関連市場向け製品や、電子化学事業における車載関連市場向け製品などが堅調に推移いたしました。スマートフォンやタブレットPC関連も夏場以降は生産が立ち上がり堅調に推移しております。当社の実装装置事業、情報機器関連事業などの設備投資に関わる分野も、回復基調で推移いたしました。

その結果、当社グループの当第2四半期連結累計期間の状況といたしまして、売上高は421億5千5百万円（前年同四半期比9.8%増）、営業利益は18億1千2百万円（同105.5%増）と増加いたしました。また、経常利益は17億1千9百万円（同42.2%増）、四半期純利益は12億4千6百万円（同69.8%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、売上高はセグメント間の内部売上高を含めており、セグメント利益はセグメント間取引消去及び本社部門負担の未来開発研究費用控除前の営業利益と調整を行っております。

##### ① 電子部品関連事業

電子部品関連事業では、エアコンや家庭用電動工具などの家電住宅関連が、グローバルに好調な市場のニーズを取り込んで堅調に推移すると共に、産業機械・エネルギー関連の売上が拡大し、プロダクトミックスが改善いたしました。また、社内においても、為替や素材価格の変動による影響を最小限に抑える価格改定ローリング、生産効率の改善や高付加価値製品の拡大、業務・設計の標準化などに取り組み、収益の改善を推進いたしました。

その結果、売上高は289億7百万円（前年同四半期比7.9%増）、セグメント利益は7億6千7百万円（同641.5%増）と、大幅に利益が拡大いたしました。

##### ② 電子化学実装関連事業

電子化学事業は、車載関連が世界的な自動車生産台数の増加や電装化の進展に伴う需要の拡大で引き続き堅調に推移すると共に、夏場以降はスマートフォンやタブレットPC関連の生産が立ち上がりました。これまで厳しい市場環境の下で苦戦の続いた実装装置事業も、設備投資需要の回復と共に業績が改善してまいりました。2013年10月に完成した埼玉県児玉郡の新工場の減価償却費の発生及び、スマートフォンやタブレットPC関連の増産ピーク時期が例年より遅くなつたことが、当事業セグメントの利益水準を前年同四半期より押し下げる要因となりましたが、今後高まりが予想されるスマートフォンやタブレットPC関連の生産や、継続して拡大が期待される車載関係などの高機能材料の生産において投資効果を最大限に發揮し、収益を高めてまいります。

その結果、売上高は116億8千5百万円（前年同四半期比8.4%増）、セグメント利益は13億8千5百万円（同2.2%減）となりました。

### ③ 情報機器関連事業

設備投資需要の回復と共に、放送機器市場でも国内外で引き合いが増加しており、当社の音声卓のフラッグシップモデル“NTシリーズ”が韓国・台湾の放送局で採用されるなど、注目が集まっております。また、当社では電波法改正に伴う新しい周波数帯に対応したデジタルワイアレスマイクシステムの開発が完了し、発売を開始いたしました。新周波数帯への置き換えは当初見込みよりスロースタートとなっておりますが、今後この事業機会を最大限に生かしてまいります。

その結果、売上高は15億7千9百万円（前年同四半期比73.5%増）、セグメント利益は7千8百万円（前年同四半期は2億5千9百万円のセグメント損失）と、黒字転換いたしました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）につきましては、財務活動によるキャッシュ・フローが減少したため前連結会計年度末に比べ2億9千8百万円減少し、116億7千5百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は21億1千6百万円（前年同四半期比185.1%増）であります。これは主に仕入債務が増加したことなどによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は13億1千1百万円（前年同四半期比46.0%減）であります。これは主に有形固定資産の取得による支出が減少したことなどによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は7億5千2百万円（前年同四半期は17億1千3百万円の獲得）であります。これは主に借入金が減少したことなどによります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### ① 基本的な当社の考え方

当社は、証券取引所に上場する株式会社として、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、会社を支配する者の在り方は、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。しかしながら株式の大量買付行為の中には、その目的等からみて当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものや、株主に株式の売却を強要するおそれのあるものなどの買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えております。

#### ② 基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

優秀な製品を通して社会に貢献すること。当社が掲げる理念は、1924年の創業から、よりグローバルなフィールドで事業展開している今日まで変わることはありません。その一貫した理念のもと、当社は「オンリーワン・カンパニーの実現」をコーポレートスローガンに掲げ、「ミッション・ビジョン・ガイドライン」より構成される「タムラ・グループミッション・ステートメント」を制定しております。

また、当社は、経営理念に基づき中期経営計画を策定し、企業価値の向上に向けて取り組みを進めております。

#### ③ 基本方針に照らして不適切なものに支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社の発行済株式総数の20%を超えるような株式の買付又は公開買付行為に関するルールを平成18年6月に「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」として定めており、平成26年6月26日開催の定時株主総会にて、内容を一部改定の上更新のご承認をいただいております。

対応方針の概要は次のとおりであります。

- 1) 事前に買付者等が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること
- 2) 当社取締役会により当該大規模買付行為の一定の評価を行い、また代替案を提示するために必要な期間が経過した後に大規模買付行為を開始すること
- 3) 当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること
- 4) 当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断について、その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置すること

- 5) 特別委員会は、対抗措置の発動の是非について、特別委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告・助言を行うこと
- 6) 当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、特別委員会の勧告等を最大限尊重しつつ、最終的な決定を行うこと

なお、詳細は当社ホームページ (<http://www.tamura-ss.co.jp>) をご参照願います。

- (4) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主のために特定株式保有者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

- 3) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告等を最大限尊重するものとされています。

また、その判断の概要については、株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

- 5) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、平成26年6月26日開催の定時株主総会決議により更新されたものであり、株主の意向が反映されたものとなっております。

- 6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役会の構成員につき期差任期制を採用していないため、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### (4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6億2千6百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### (5) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

#### (6) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

#### (7) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び前連結会計年度末における計画の著しい変動はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	252,000,000
計	252,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数（株） (平成26年9月30日)	提出日現在発行数（株） (平成26年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	82,771,473	82,771,473	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	82,771,473	82,771,473	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第11回新株予約権（平成26年6月26日定時株主総会決議）

決議年月日	平成26年6月26日
新株予約権の数	52個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	52,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成56年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 322円（注）4 資本組入額 161円
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。 ② ①にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 (ア) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。 (イ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。 ③ この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における公正な評価単価321円を合算しております。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、払込金額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）6 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

6. 新株予約権の取得条項

下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	—	82,771	—	11,829	—	17,172

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,864	8.29
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,722	5.70
タムラ協力企業持株会	埼玉県坂戸市千代田五丁目5番30号	3,408	4.11
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	3,200	3.86
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	2,799	3.38
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号)	2,675	3.23
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	1,911	2.30
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,412	1.70
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	1,366	1.65
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	1,220	1.47
計	—	29,580	35.73

(注) 上記の所有株式のうち信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 6,864千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 4,722千株

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 765,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 80,639,000	80,639	—
単元未満株式	普通株式 1,367,473	—	—
発行済株式総数	82,771,473	—	—
総株主の議決権	—	80,639	—

②【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) (株)タムラ製作所	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号	765,000	—	765,000	0.92
計	—	765,000	—	765,000	0.92

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	12,245	11,856
受取手形及び売掛金	21,644	20,757
有価証券	100	—
商品及び製品	5,158	5,748
仕掛品	1,853	2,384
原材料及び貯蔵品	6,312	6,000
繰延税金資産	471	476
その他	2,313	2,414
貸倒引当金	△113	△101
流動資産合計	49,986	49,537
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,704	17,534
減価償却累計額	△10,586	△10,617
建物及び構築物（純額）	7,118	6,917
機械装置及び運搬具	16,569	16,134
減価償却累計額	△12,889	△12,820
機械装置及び運搬具（純額）	3,679	3,313
工具、器具及び備品	9,457	9,644
減価償却累計額	△8,071	△8,116
工具、器具及び備品（純額）	1,386	1,527
土地	6,714	6,691
リース資産	1,355	1,608
減価償却累計額	△933	△1,019
リース資産（純額）	422	589
建設仮勘定	460	654
有形固定資産合計	19,782	19,694
無形固定資産		
のれん	640	581
リース資産	332	319
その他	497	460
無形固定資産合計	1,470	1,362
投資その他の資産		
投資有価証券	2,202	2,768
繰延税金資産	563	479
その他	930	1,035
貸倒引当金	△169	△167
投資その他の資産合計	3,528	4,116
固定資産合計	24,781	25,173
資産合計	74,767	74,710

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	12,286	12,505
短期借入金	5,527	5,382
1年内返済予定の長期借入金	1,976	872
リース債務	364	409
賞与引当金	961	1,028
役員賞与引当金	67	29
その他	3,551	3,330
流動負債合計	24,736	23,557
<b>固定負債</b>		
長期借入金	14,552	15,350
リース債務	562	667
債務保証損失引当金	17	18
退職給付に係る負債	2,578	2,565
その他	424	432
固定負債合計	18,136	19,034
<b>負債合計</b>	<b>42,872</b>	<b>42,591</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	11,829	11,829
資本剰余金	17,172	17,172
利益剰余金	3,077	4,077
自己株式	△281	△284
株主資本合計	31,798	32,796
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	129	308
繰延ヘッジ損益	△8	△1
為替換算調整勘定	939	△130
退職給付に係る調整累計額	△1,138	△1,044
その他の包括利益累計額合計	△78	△867
<b>新株予約権</b>	99	115
<b>少数株主持分</b>	75	75
<b>純資産合計</b>	<b>31,895</b>	<b>32,118</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>74,767</b>	<b>74,710</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
売上高	38,391	42,155
売上原価	28,222	30,620
売上総利益	10,169	11,534
販売費及び一般管理費	※1 9,287	※1 9,722
営業利益	881	1,812
営業外収益		
受取利息	16	19
受取配当金	43	78
為替差益	430	—
持分法による投資利益	—	6
その他	74	123
営業外収益合計	564	227
営業外費用		
支払利息	185	165
為替差損	—	92
持分法による投資損失	17	—
その他	33	61
営業外費用合計	237	320
経常利益	1,209	1,719
特別利益		
固定資産売却益	3	0
特別利益合計	3	0
特別損失		
固定資産除売却損	13	24
特別退職金	22	—
事業整理損	—	55
特別損失合計	35	79
税金等調整前四半期純利益	1,177	1,640
法人税、住民税及び事業税	390	384
法人税等調整額	43	8
法人税等合計	434	393
少数株主損益調整前四半期純利益	742	1,247
少数株主利益	8	0
四半期純利益	734	1,246

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	742	1,247
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	214	179
繰延ヘッジ損益	4	6
為替換算調整勘定	1,856	△1,068
退職給付に係る調整額	—	93
持分法適用会社に対する持分相当額	5	△1
その他の包括利益合計	2,081	△789
四半期包括利益	2,824	457
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,815	457
少数株主に係る四半期包括利益	8	0

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,177	1,640
減価償却費	1,036	1,099
退職給付引当金の増減額（△は減少）	152	—
前払年金費用の増減額（△は増加）	△104	—
賞与引当金の増減額（△は減少）	89	66
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	19	△38
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△3	△9
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	—	△92
受取利息及び受取配当金	△59	△97
支払利息	185	165
為替差損益（△は益）	△370	△176
持分法による投資損益（△は益）	17	△6
固定資産除売却損益（△は益）	9	23
売上債権の増減額（△は増加）	2,166	△80
たな卸資産の増減額（△は増加）	△360	△1,228
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,735	1,139
その他	△904	411
<b>小計</b>	<b>1,318</b>	<b>2,816</b>
利息及び配当金の受取額	74	46
利息の支払額	△176	△168
法人税等の支払額	△473	△578
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>742</b>	<b>2,116</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△61	△12
定期預金の払戻による収入	36	100
有価証券の償還による収入	—	100
有形固定資産の取得による支出	△1,806	△1,217
有形固定資産の売却による収入	35	0
無形固定資産の取得による支出	△34	△16
投資有価証券の取得による支出	△363	△328
貸付けによる支出	△197	—
その他	△36	62
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△2,427</b>	<b>△1,311</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△3,231	25
長期借入れによる収入	5,710	1,440
長期借入金の返済による支出	△532	△1,745
リース債務の返済による支出	△248	△216
自己株式の取得による支出	△2	△4
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△1	△245
少数株主への配当金の支払額	△16	△5
少数株主からの払込みによる収入	36	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,713</b>	<b>△752</b>

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	559	△349
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	588	△298
現金及び現金同等物の期首残高	9,943	11,973
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	87	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 10,619	※1 11,675

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

### (1) 連結の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間において、タムラサーマルデバイス（香港）有限公司は清算したため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法は期間定額基準を継続適用する一方、割引率の決定方法については、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

これに伴う当第2四半期連結累計期間の期首の利益剰余金及び当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

### 1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
TEエナジー株	300百万円	300百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
従業員給与手当	2,934百万円	3,072百万円
退職給付費用	412	272
研究開発費	481	590
荷造運賃	989	938
役員賞与引当金繰入額	24	29
賞与引当金繰入額	570	703

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	10,819百万円	11,856百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200	△181
現金及び現金同等物	10,619	11,675

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	246	3	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	246	3	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月5日 取締役会	普通株式	246	3	平成26年9月30日	平成26年12月2日	利益剰余金

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他事業 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	電子部品 関連事業	電子化学 実装関連 事業	情報機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	26,754	10,726	910	38,391	—	38,391	—	38,391
セグメント間の内部 売上高又は振替高	26	55	—	81	345	426	△426	—
計	26,781	10,781	910	38,473	345	38,818	△426	38,391
セグメント利益又は 損失(△)	103	1,417	△259	1,261	24	1,286	△404	881

(注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運輸・倉庫業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△404百万円には、セグメント間取引消去20百万円及び各報告セグメントに配賦していない本社部門負担の未来開発研究費用△424百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他事業 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	電子部品 関連事業	電子化学 実装関連 事業	情報機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	28,906	11,670	1,566	42,144	10	42,155	—	42,155
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	14	12	26	340	367	△367	—
計	28,907	11,685	1,579	42,171	351	42,522	△367	42,155
セグメント利益又は 損失(△)	767	1,385	78	2,231	△44	2,186	△374	1,812

(注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運輸・倉庫業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△374百万円には、セグメント間取引消去24百万円及び各報告セグメントに配賦していない本社部門負担の未来開発研究費用△399百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月 1 日 至 平成25年 9月 30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1 日 至 平成26年 9月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	8円95銭	15円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	734	1, 246
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	734	1, 246
普通株式の期中平均株式数（千株）	82, 027	82, 012
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	8円92銭	15円13銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	323	398
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—————	—————

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成26年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………246百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………3円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成26年12月2日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月14日

株式会社タムラ製作所

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 賢一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯畑 史朗	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	入江 秀雄	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タムラ製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タムラ製作所及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。